

## 令和5年度大阪府がん対策推進委員会第3回がん診療連携検討部会議事概要

1 日 時：令和5年10月25日（水）16時00分～18時00分

2 場 所：国民會館大阪城ビル 12階 小ホール

### 3 議 事

(1) 国指定がん診療連携拠点病院の推薦について※国指定病院

(2) 近畿大学病院の移転について※国指定病院

(3) 国指定要件改正に伴う府指定要件の見直しについて※府指定病院

(4) 大阪府がん診療拠点病院の指定要件未充足病院への対応について※府指定病院

(5) 府指定病院の新区分等の検討について（成人）

### 4 委員からの意見要旨

(1) 国指定がん診療連携拠点病院の推薦について

(主な意見)

- ・特になし。

(審議結果)

- ・承認。

(2) 近畿大学病院の移転について

(主な意見)

- ・堺市医療圏における国指定の拠点病院が3施設となることについて、原則のルールとの整合性が必要。

(審議結果)

- ・承認。

(3) 国指定要件改正に伴う府指定要件の見直しについて

(主な意見)

- ・特になし。

(審議結果)

- ・承認。

#### (4) 大阪府がん診療拠点病院の指定要件未充足病院への対応について

##### (主な意見)

- ・診療実績に係る指定要件に関して、月ごとの件数に割り戻した件数の充足をもって、指定要件を充足とするのは説明としては苦しいが、コロナ禍における取組みを考慮すると、指定継続とすることには許容できる。
- ・コロナ禍の事情を踏まえた指定継続は、あくまで例外として認めていることを明確にしておくことが重要。
- ・コロナ禍以前には、一定水準の実績があったことや、コロナ禍以降も実績回復に真摯に取り組んでいることから、指定継続されたい。

##### (審議結果)

- ・3病院について、令和6年3月31日まで指定継続とする。

#### (5) 府指定病院の新区分等の検討について (成人)

##### (主な意見)

- ・名称については、患者にとって分かりやすいということが一番重要。
- ・5大がんのうち、4がんの対応は十分可能であるが、1がんの治療ができない病院からすると、格落ち感が否めない。
- ・国の整備指針において、集学的治療として求められるがん種が8大がんへ変更されたが、新たに加わった胆・膵がんについては、集約化が必要。今後、府拠点病院において求めるがん種を増やす場合に整合的な説明ができるよう、理屈の整理が必要。
- ・肺がんについては、呼吸器内科医の確保により薬物療法のみ提供し、外科的治療は他施設に紹介しているという病院が多くあるが、府拠点病院の在り方としては問題ないと思う。
- ・格下げとしてではなく、区分を明確化するという意味であれば、新区分を設けることに賛成。
- ・新区分を設けるのであれば、適用前の段階から、十分な周知が必要。
- ・緩和の分野に関しては、がん種に関わらず、基礎的な部分として必要。
- ・新区分を設けることは必要であるが、今後定義の変更等の追加的な作業が発生しないようにすべき。
- ・肺がんは薬物療法のみで治療が完結することも多いが、乳がんにおいては、ほとんどの場合で手術が適応になるので、乳がんの診療体制があるということは、手術、薬物いずれも対応可能であることが大前提。
- ・肝・胆・膵がんについては、集約化が必要であるため、3つまとめて要件として、求めているかどうか。

##### (審議結果)

- ・ 5がんの集学的治療ができる病院の名称を「大阪府がん診療拠点病院」とし、4がんの治療を提供できる病院の指定名称を新たな指定区分として「大阪府がん診療推進病院」とする。